



2023年3月29日

各 位

会 社 名 新日本空調株式会社
代表者名 代表取締役社長 前川 伸二
コード番号 1952 (東証プライム)
問合せ先 取締役管理本部長 井上 聖
(TEL 03-3639-2700)

内部調査委員会の最終内部調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、2023年2月14日付「2023年3月期第3四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ」および2023年3月6日付「当社職員の不正行為に係る社内調査結果と今後の予定について」にて公表いたしましたとおり、当社職員の不適切な取引につきまして、当社取締役監査等委員や外部専門家である顧問弁護士を含む内部調査委員会を発足し、調査を行ってまいりました。

当社は、3月28日に内部調査委員会より最終内部調査報告書を受領しましたので、お知らせいたします。

内部調査委員会の調査結果につきましては、添付の「最終内部調査報告書」をご覧ください。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には、多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。当社としましては、役職員が一丸となり、信頼回復に努めてまいりますので、今後ともご支援賜りますようお願い申し上げます。

以上

最終内部調査報告書

新日本空調株式会社 内部調査委員会

2023年3月28日

【目次】

第1	調査委員会設置に至る経緯	1
第2	調査体制、調査の概要	1
1	調査体制	1
2	調査の概要	2
3	本件調査における留意事項	2
第3	対象会社の概要	3
1	基本情報	3
2	沿革	3
3	事業概要	4
4	組織の概要	6
5	ガバナンス体制	7
6	内部統制	10
7	主要財務データ（連結経営指標等）	10
第4	調査で判明した事実関係	11
1	本件事案	11
(1)	本件の背景	11
(2)	本件不正の態様	11
(3)	本件不正の目的と関係者の対応	12
(4)	行為者以外の当社職員の関与	12
2	類似事案	13
(1)	件外調査の内容	13
(2)	件外調査の結果	13
3	影響額	14
第5	原因分析及び再発防止策の提言	14
1	本件不正の原因	14
2	再発防止策の提言	15
第6	懲戒処分、民事、刑事責任	16
1	懲戒処分	16
2	民事上の損害賠償責任	17
3	刑事責任	17

第1 調査委員会設置に至る経緯

新日本空調株式会社（以下、「当社」という。）は、2023年3月期第3四半期決算の過程において、当社職員（以下「行為者」という。）が、不適切な発注処理を行っている疑義が発見され、架空発注の不正取引の事実を把握するに至った。

不正取引の概要は、2021年1月から2022年10月までの期間に、行為者が特定の協力会社（「取引先A」という。）へ合計24,820千円の架空発注を行っていたものであった（以下「本件不正」という。）。

これを受け、当社は、より厳格に本件不正の事実関係の詳細および経緯等の調査を行うとともに、2023年2月6日、調査の客観性および信頼性を高めるため、当社取締役監査等委員や外部専門家である顧問弁護士を含む内部調査委員会（以下、「当委員会」という。）を新たに設置した。

第2 調査体制、調査の概要

1 調査体制

(1) 調査目的

本件調査は、本件不正に関する事実関係を調査、解明するとともに、その背景・原因、余罪調査、件外調査（影響額の確定）及び再発防止策の提言を目的とする。

(2) 当委員会の構成

委員長：森本利彦 当社取締役監査等委員
委員：芳野徹郎 当社監査等委員会室長
鳥井和隆 当社監査等委員会室内部監査部長
堀内節郎 弁護士 堀内法律事務所
真木泰生 弁護士 堀内法律事務所

(3) 委嘱事項

当委員会が当社から委嘱を受けた事項（以下「委嘱事項」という）は、以下のとおりである。

- ① 本件に係る事実関係の調査
- ② 本件に類似する案件の存否及び事実関係の調査
- ③ 本件が生じた原因の究明と再発防止策の提言
- ④ その他、調査委員会が必要と認める事項

2 調査の概要

(1) 調査実施期間

2023年2月6日から2023年3月28日を調査実施期間としている。

(2) 調査対象期間

2021年1月1日から2022年12月31日を調査対象期間としている。

(3) 調査対象範囲

調査対象とした法人は当社および協力会社（取引先Aを含む）である。

(4) 調査内容

本件調査における調査内容は、以下のとおりである。

- ① 行為者本人及び関係者インタビュー（行為者を含む当社職員5名及び取引先A役職員2名）
- ② 協力会社（不正に関与した取引先Aと同業種45社）に対するアンケート調査
- ③ 本件調査（本案件の事実確認）
- ④ 行為者による余罪調査
- ⑤ 事案分析（不正の手口となった脆弱性の分析）
- ⑥ 件外調査

3 本件調査における留意事項

本件調査において、以下の点にご留意いただきたい。

- (1) 強制的な調査権限・捜査権限に基づくものではなく、関係者の任意の協力を前提としていること。
- (2) 不審な点や矛盾点が認められた場合にはその解明に努めたものの、原則として開示を受けた資料やヒアリングから得られた情報が真実かつ全てであることを前提としていること。
- (3) 時間的な制約から、関係者全てをヒアリングしたわけではないこと。また、一人当たりのヒアリング時間が限られたこと。
- (4) 不正に関与した協力会社と同業種の協力会社については、一定程度網羅したアンケートを実施したが、これをもって本件以外の重要な不正行為はないことを確認したので、ヒアリングの対象とはしていないこと。
- (5) 法的責任の追及のために使用されることを前提とするものではないこと。

第3 対象会社の概要

1 基本情報

- (1) 会社名 新日本空調株式会社
- (2) 設立日 1969年10月1日
- (3) 資本金 51億5,860万円
- (4) 上場市場 東京証券取引所プライム市場
- (5) 決算日 3月31日
- (6) 代表者 前川伸二
- (7) 本店所在地 東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号
- (8) 従業員数 1,585名
- (9) 大株主の状況 (2022年9月30日現在)

氏名または名称	発行済株式(自己株式を除く) 総数に対する所有株式数の割合 (%)
新日本空調協和会	9.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8.07
三井物産株式会社	5.42
株式会社東芝	5.37
株式会社三井住友銀行	4.30
新日本空調従業員持株会	3.99
三井住友信託銀行株式会社	3.42
日本電設工業株式会社	3.25
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3.18
三井不動産株式会社	2.06
計	46.46

2 沿革

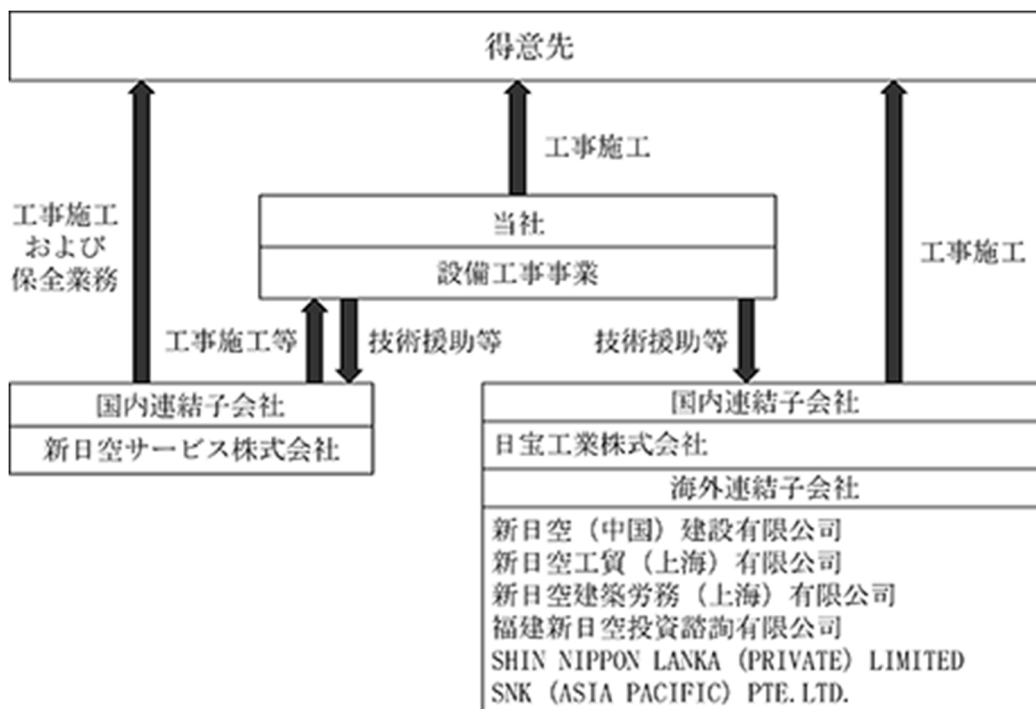
- 1969年10月 東洋キヤリア工業株式会社は、空調工事の設計・施工部門(工事事業部門)と空調機器の製作・販売部門(製品事業部門)を別会社として各々専門化することが最善と判断し、同社は製品事業部門の会社としてそのまま事業を継続し、工事事業部門を分離独立させることとし、1969年10月1日現商号にて東京都中央区に当社を設立。資本金2億円。その後、1969年11月以降三井物産株式会社ほかの資本参加を得て現在に至る。同時に東京支店、大阪支店、名古屋支店を開設。
- 1973年5月 建設業法が従来の登録制より許可制に改正されたことに伴い、当社の事業内容を次のとおりとする。
空気調和、冷暖房、温湿度調整、換気給排水、衛生、防災設備、冷熱プラント、冷凍冷蔵、空気処理、公害防止・廃棄物処理などの環境保全設備、建築物、特殊

	建築物、工作物の設計、監理および工事請負ならびに関連装置の製作売買、保守、管理。
1985年6月	事業内容に次の項目を追加。 屋内電気設備ならびにそれに付帯する設備に関する設計、監理ならびに工事請負。
1990年11月	東京証券取引所市場第二部に上場。
1991年6月	事業内容のうち「屋内電気設備ならびにそれに付帯する設備」を「電気および電気通信に関する設備」に変更。
1991年10月	休眠会社の株式会社ケイメイ(1992年5月に新日空サービス株式会社に社名変更)が空調設備の修理、メンテナンス等の事業を開始。(現・連結子会社)
1993年12月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定。
1994年6月	事業内容に「除塵・除菌」に関する設備の設計、監理ならびに工事請負を追加。
2003年12月	新日本空調工程(上海)有限公司(2020年5月に新日空(中国)建設有限公司に社名変更)設立。(現・連結子会社)
2006年6月	事業内容に次の項目を追加。 空調設備、給排水設備、電気設備等のエネルギー消費の効率向上、環境負荷低減等に関するシステムの設計、施工、運転、監視ならびにそれらのコンサルティング業務。
2007年9月	本社を東京都中央区日本橋本石町から東京都中央区日本橋浜町に移転。
2008年7月	SHIN NIPPON LANKA(PRIVATE)LIMITED(スリランカ)設立。(現・連結子会社)
2010年12月	SHIN NIPPON AIRTECH(SINGAPORE)PTE. LTD.(シンガポール、2016年2月にSNK(ASIA PACIFIC)PTE. LTD.に社名変更)設立。(現・連結子会社)
2013年11月	希電科工貿(上海)有限公司(2020年5月に新日空工貿(上海)有限公司に社名変更)設立。(現・連結子会社)
2015年6月	事業内容のうち「建築物および特殊建築物ならびに工作物の設計、監理ならびに工事請負」を「建築および土木工事の設計、監理ならびに工事請負」に変更。
2016年1月	上海希電科建築労務有限公司(2020年5月に新日空建築労務(上海)有限公司に社名変更)設立。(現・連結子会社)
2016年10月	日宝工業株式会社の全株式を取得。(現・連結子会社)
2020年3月	福建新日空投資諮詢有限公司設立。(現・連結子会社)
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、プライム市場へ移行。
2023年1月	中国現地法人を中国統括会社、シンガポール現地法人をアジア統括会社に呼称変更

3 事業概要

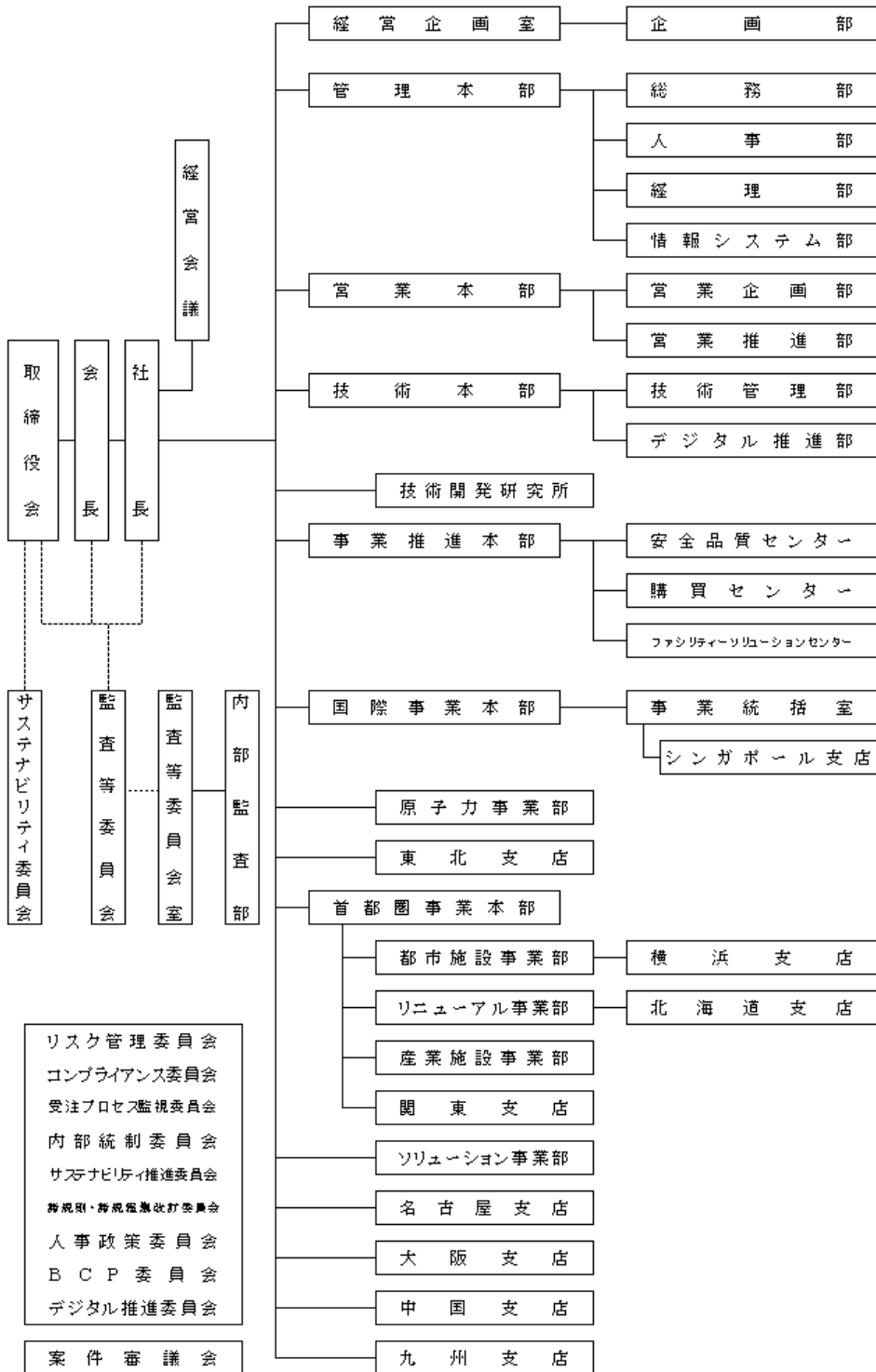
当社グループは設備工事業を営んでおり、国内連結子会社である新日空サービス株式会社は当社の工事施工に伴う施工協力および空調設備等の保全業務を行っており、日宝工業株式会社は電気設備工事、産業施設設備工事を施工している。海外連結子会社である新日空(中国)建設有限公司は主に日本からの進出企業の空調設備工事を施工しており、新日空工貿(上海)有限公司は同社の工事施工に伴う資機材納入、新日空建築労務(上海)有限公司は同社の工事施工に伴う施工協力、福建新日空投資諮詢有限公司は同社の工事施工に伴う市場調査、環境保全、建築設計、施工等に関するコンサルティング業務を行っている。SHIN NIPPON LANKA(PRIVATE)LIMITED およびSNK(ASIA PACIFIC)PTE. LTD. は空調設備工事を施工している。

事業系統図は次のとおりである。



4 組織の概要

組織図は次のとおりである。



5 ガバナンス体制

(1) 機関

当社は、ガバナンスに関して、次の機関を設置している。

① 取締役会

- ・取締役会は、実質的な討議を可能とする人数にとどめ、法令で定められた事項や経営上の重要な事項を審議・決定するとともに、取締役の職務執行が効率性を含め適正に行われているかを監督している。当取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）7名ならびに監査等委員である取締役4名の計11名で構成しており、議長は代表取締役会長である。また、社外取締役は4名である。
- ・当社は、2021年度に取締役会を9回開催した。取締役会に諮るべき事項および重要な業務執行については、経営会議(24回開催)において審議・決定し、迅速かつ適切な運営を図っている。

② 指名・報酬委員会

- ・当社は、指名・報酬委員会を設置しております。取締役候補者および取締役の報酬に関する事項を審議し、取締役会に答申しております。1名の取締役を委員長とし、2名の社外取締役の3名で構成し、経営の透明性を高めている。

③ 監査等委員会

- ・当社は、監査等委員会設置会社制度を採用している。監査等委員会（2021年度は5回開催）は、1名の常勤監査等委員ならびに3名の社外監査等委員の4名で構成され、公正な監査および監督が実施できる体制としている。
- ・監査等委員は、取締役会において議決権を行使するとともに、経営会議等重要な会議に出席するほか、定期的に監査等委員連絡会（2021年度は6回開催）を開催し、監査機能を充実させ、実効性を高めている。

④ 執行役員制度

- ・当社は、2002年4月から執行役員制度を導入し、経営責任の明確化および経営判断ならびに業務執行の迅速化を図っている。執行役員の構成は、取締役6名（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の他、常務執行役員1名、上席執行役員7名、執行役員12名の計20名である。2020年4月から導入しているグループ経営のさらなる強化を図ることを目的としたグループ執行役員は、2名である。

現在の体制が、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するうえで最適であると判断し、本体制を採用している。なお、当社グループにおける企業統制の体制図は次のとおりである。

会を6回開催した。各会では主に、取締役および執行役員の職務執行における適法性および妥当性、取締役会・経営会議等重要会議における経営判断の合理性、会計監査人による会計監査の相当性、当社グループにおける内部統制システムの有効性について検討を行った。なお、常勤監査等委員は、重要な会議への出席、各事業部の往査、工事現場の実査、当社グループの業務執行取締役および執行役員ならびに使用人への聴取、重要な書類の閲覧等を行い、監査等委員会および監査等委員連絡会において当該報告を行っている。

② 内部監査の状況

(a) 当社における内部監査の実施部門である内部監査部は7名で構成され、監査等委員会直轄の組織となっている。当社各部門および当社グループ会社に対し、監査計画にもとづき、統制監査においては、①業務の有効性・効率性、②財務報告の信頼性、③事業活動に関わる法令順守、④資産の保全の視点で、業務監査においては、①経営目標の達成支援と不正の撲滅、②内部統制システムが有効的に機能しているかのモニタリングを目的に内部監査を実施している。

(b) 監査結果は監査等委員会に報告され、必要に応じ経営会議および会計監査人へ報告書が提出されている。

③ 監査等委員会監査、内部監査および会計監査の連携ならびに内部統制部門との関係

(a) 監査等委員会は、効率的かつ実効的な監査の遂行のため、監査計画策定やその他監査に関し内部監査部と緊密な連携を保っている。また、必要に応じ内部監査部あるいは各部門に対して、内部統制システムの状況およびリスク評価等について報告を求めている。

(b) 会計監査において、監査等委員会は、会計監査人と適宜意見交換を行い緊密な関係を保っている。監査計画、重点監査項目および監査実施状況を把握し、情報交換を図り、協議を行ったうえで、四半期および期末には会計監査結果の総合的かつ詳細な報告を受け、連携を強めている。

(c) 内部監査部は、統制監査において会計監査人と連携して監査評価を取りまとめるほか、内部監査等により不適切な行為が判明した場合、監査等委員会の指示により内部統制部門である本社各部門および会計監査人と連携し、原因分析や再発防止策を協議し、内部監査において重点的に監査等を実施することとしている。

6 内部統制

当社では、発注処理に関する内部統制について、以下のとおり定めている。

- (1) 現場担当者は協力会社に見積依頼する。
- (2) 協力会社は見積明細を回答する。
- (3) 現場担当者は見積明細を確認し、協力会社と交渉のうえ発注金額を取り決める。
- (4) 現場担当者は管理職者（承認権限者）に発注申請する。
- (5) 管理職者は発注内容（発注先・見積明細・発注金額）について、業務遂行のため適正であることを確認し承認する。
- (6) 管理職者の承認後、EDI 上または書類で注文書が発行される。

7 主要財務データ（連結経営指標等）

回次	第49期	第50期	第51期	第52期	第53期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
完成工事高 (百万円)	111,742	122,389	120,106	107,253	106,718
経常利益 (百万円)	4,644	4,235	6,810	6,676	7,366
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,449	3,095	4,603	4,637	5,403
包括利益 (百万円)	4,386	2,960	2,950	7,861	4,670
純資産額 (百万円)	43,019	43,064	44,402	50,704	53,813
総資産額 (百万円)	98,267	102,025	98,925	98,634	99,966
1株当たり純資産額 (円)	1,760.53	1,836.53	1,905.50	2,173.81	2,302.99
1株当たり当期純利益 (円)	140.84	130.27	197.07	199.51	231.88
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	140.24	129.55	195.96	198.51	230.99
自己資本比率 (%)	43.6	42.0	44.7	51.3	53.7
自己資本利益率 (%)	8.4	7.2	10.6	9.8	10.4
株価収益率 (倍)	11.3	14.8	11.0	12.1	8.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	166	△1,282	11,172	1,917	7,004
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,489	334	179	309	414
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	393	△350	△6,993	△2,504	△4,413
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	9,543	8,102	12,410	12,095	15,435

第4 調査で判明した事実関係

1 本件事案

(1) 本件の背景

当社では、2016年より、作業監督的立場にある取引先の作業員については、その対価を労務費で支払うことは適切ではないとの考えから、業務委託契約を締結し、技能により業務委託料に差があるものの、契約期間中は繁忙期・閑散期を問わず定額対価を支払うこととした。取引先Aも上記契約形態の変更対象になり、2016年より当社と業務委託契約（以下「本件業務委託契約」という。）を締結している。取引先Aにおける委託業務遂行者は、長年に亘り当社の業務に対応してくれているB、C及びDの3名（以下「Bら」という。）であり、行為者は、高く評価していた。

(2) 本件不正の態様

- ① 行為者は、2021年は拠点現場の業務量が増加すると想定して、取引先Aに対する業務委託費ではBらの働きに対して不十分になると考え、取引先Aに対して架空の発注をして支払いをすることとし、2021年1月に最初の架空発注を行った。
- ② 架空発注の方法は以下のとおりである。
 - i) 行為者が取引先A名義の架空の見積書を作成。
 - ii) 行為者がi)の架空見積書を取引先A事務員のEにメールで送付。
 - iii) Eが受領した架空見積書に取引先Aの押印をした電子データを当社の電子購買システム(EDI)に登録。
 - iv) 行為者又は行為者の部下であるF、G、H（以下「Fら」という。）が架空見積書に基づく発注処理。
- ③ 行為者は取引先Aに対して、2021年1月から2022年10月までに以下の架空発注を行った。なお、全ての架空発注について、工事の種類上の分類は雑工事となっている。

(単位：千円)

	発注年月	金額	発注処理者
1	2021年1月	450	行為者
2	2021年1月	3,500	F
3	2021年3月	2,500	F
4	2021年3月	2,000	F
5	2021年3月	1,530	F
6	2021年3月	470	F
7	2021年8月	3,000	F
8	2021年11月	1,000	G

9	2021年10月	2,000	F
10	2021年11月	600	G
11	2021年11月	600	行為者
12	2022年1月	470	F
13	2022年3月	950	行為者
14	2022年3月	1,000	行為者
15	2022年3月	500	F
16	2022年5月	2,200	F
17	2022年7月	50	H
18	2022年10月	2,000	F
合 計		24,820	

- ④ 当社における発注手続では、現場担当者からの発注申請に対して上司等の決済を受けることになっている。本件不正に関する発注に関しては、行為者及びFらの上長である課長Iが承認をしている。
- ⑤ 架空発注に基づく当社から取引先Aへの支払いは、本件業務委託契約その他の実取引に基づく支払いと同様に取引先A口座に入金され、取引先Aは全て売上として会計処理している。
- (3) 本件不正の目的と関係者の対応
- ① 本件不正開始のきっかけは上記のとおり行為者が取引先Aに対する業務委託費を不十分と思いついたものであったが、業務委託費の範囲で業務は遂行されていた。しかし行為者は架空発注を継続し、Bらの長年の功労に報いるためにBらの退職金に充ててもらおうと考え、Eを通じて取引先A社長Jに伝えた。
- ② E及びJは前記において初めて行為者の退職金充当という希望を認識したものの、架空発注分の入金は全て売上として計上するほかなく、またBらが近く退職するような状況でもないことから、特段の対応はしなかった。また、行為者に対して、Bらの退職金充当という希望への諾否を回答することはせず（行為者からも回答や対応を求められることもなかった）、架空発注を継続しないよう求めることもしなかった。
- ③ なお、行為者は、本件不正に関し、取引先Aやその関係者に対して見返りを求めていること及び実際に見返りを得ていないことを供述し、E及びJも行為者に対して何らの利益供与もしていないと述べており、行為者への見返りがあったことを示す客観的な証拠も見つかっていない。
- (4) 行為者以外の当社職員の関与
- Fらは行為者の指示に従ってEDIの発注処理を行ったのみであり、当該発注が架空であることや行為者の意図については知らなかった。また、承認者であるIも架空発注であること

を知らずに承認していた。したがって、行為者以外に本件不正に関与した当社職員はいない。

もつとも、I が架空発注であることを発見できなかったことは再発防止策を検討する上で重要な問題である。

2 類似事案

(1) 件外調査の内容

- ① 協力会社（不正に関与した取引先Aと同業種45社）に対して、不正取引に関するアンケート調査を実施した。
- ② 行為者に関する件外調査は、行為者の部下Fらを含めた取引先Aとのすべての取引の内容について調査した。
- ③ 架空発注が実行された雑工事（配管工事等の主要な専門工事に分類できない工事）の予算コードで取引した全社の発注実績を対象として、本件不正で判明した事実関係並びに内部統制の不備に関する観点からリスク分析を行い調査した。

(2) 件外調査の結果

- ① アンケートの内容は、不正取引への加担、当社側からの見返り要求、不正事象の見聞についての回答と回答後に不正が発覚した場合の取引停止処分および法的な責任負担について了承して頂くもので、対象の協力会社45社はすべて問題がないことを確認した。
- ② 行為者の部下Fらを含めた取引先Aに対する発注は、1件の配管工事が該当した。該当案件は、工事発注を取引先Aにしか行っておらず、施工計画書や施工写真などから施工実態があり、不正が無いことを確認した。
- ③ 本件不正で判明した事実関係並びに内部統制の不備に関する観点からのリスク分析により下記のとおり分類を実施した。
 - i) 高リスクの領域：全件調査
 - ・行為者による雑工事発注
 - ・拠点現場の職員による雑工事発注
 - ・取引先Aへの雑工事発注
 - ・労務費で取引きすることの多い業者への雑工事発注
 - ii) 中リスクの領域：発注金額カバレッジ50%以上の調査
 - ・課長と現場所長の関係が5年以上の現場拠点に係る雑工事発注
 - ・業務委託契約のある雑工事発注
 - ・金額的なリスク軽減による150万円以上500万円以下の雑工事発注
 - iii) 低リスクの領域：発注金額カバレッジ10%以上の調査
 - ・内部統制の承認権限、取引先の会社規模、150万円未満に分類
 - iv) 除外領域：リスク評価のみ
 - ・当社原子力事業部の雑工事発注

原子力事業部の取引先は、すべて事業部門長が品質管理能力などを判断し承認した取引先に限定され、各原子力サイトへの入退場には客先が発行するカードの事前登録が必要で、そのカードには5年の有効期限がある。工事発注前には以上の段取りが必要である。工事中は原子力事業部特有の安全品質保証部へ毎月「安全衛生管理報告書」を作成し、技術部長が押印し安全品質保証部が確認する。取引先と入場人員、労働時間も報告されており、架空発注に対する牽制力が強いいため同様の手口による架空発注リスクが著しく低いと判断した。

調査結果として、本件以外の架空発注は発見されなかった。本件以外の不正は無いものと判断する。

3 影響額

本件事案および類似事案による影響額は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業年度	営業外費用	完成工事原価
2020年度	10,450	10,450
2021年度	9,520	9,520
2022年度	4,850	4,850
合計	24,820	24,820

なお、税金に関する影響は本件調査の対象外とした。

第5 原因分析及び再発防止策の提言

1 本件不正の原因分析

(1) 行為者のコンプライアンス意識の欠如

本件不正は行為者が取引先 A（より具体的には B ら）の働きに対して報いたいと考えたことを端緒としている。しかし、その思いを実現する方法として、架空発注という手段を用いたことについては、コンプライアンス意識が欠如していたものと言わざるをえない。退職金充当という希望は行為者の判断で出来るものではないことから論外としても、業務委託費では不十分と考えたことについては、正当な社内手続及び交渉を経て業務委託費自体を上げるという方法がまず思いつくはずであり、それをせずに行為者本人が言う“安易な方法”として架空発注を選択したことは、行為者のコンプライアンス意識の欠如に加え、架空発注が安易であると認識しうる状況自体にも問題がある。

(2) 安易に架空発注が出来てしまう状況

上記のとおり行為者は架空発注を安易な手段と認識し、実際に実行できてしまっている。その要因として、雑工事ゆえに予算管理が機能し難い状況にあったこと、承認者 I の現場パ

トロール等けん制機能が十分に発揮できていなかったことや、業務処理の懈怠、承認手続及び発注担当者の発注手続における確認不足が挙げられる。

(3) 雑工事における検収承認時の確認不足

承認者 I は、拠点長である行為者と長年の信頼関係に基づき、内部統制業務フローに記載されている根拠確認をせずに、行為者との口頭確認だけで形骸化された検収承認を実施していたことが挙げられる。

(4) 取引先 A の協力

本件不正は当社から取引先 A に対する架空発注であることから、受注者である取引先 A の協力が不可欠である。本件調査から架空発注を主導したのは行為者であり、取引先 A が積極的に架空発注に協力したものではないと考えられるが、2016 年にコンプライアンス遵守の誓約書を当社に提出しているにもかかわらず、架空発注であることを知りながら行為者の指示に従って繰り返し協力してきたことから、取引先 A のコンプライアンス意識の欠如も本件不正の要因の一つである。

2 再発防止策の提言

(1) コンプライアンス意識の欠如に関して

当社では 2022 年 12 月に、全職員を対象としてコンプライアンス誓約書の提出を求め、コンプライアンス意識の向上を求めている。本件不正は同誓約書提出前に行われたものであるが、行為者は本誓約書を提出しておきながら本件不正について自ら申告することはしていないことからすると、同誓約書の提出に留まらない効果的なコンプライアンス意識向上の施策を検討する必要がある。

(2) 安易に架空発注が出来てしまう状況に関して

① 拠点事務所の特異性

本件不正が行われたのは拠点事務所における発注である。行為者は拠点事務所の所長であり、担当課長（承認者）I は同事務所の前所長であった。I が架空発注を見抜けずに承認してしまったことの原因として、I は他の拠点現場も管理しており一つの現場ないし一つの発注に対して念入りの検討が出来ていなかったこと、とりわけ I 自身が本件の拠点事務所の前所長であり、業務内容を理解していたこと及び所長である行為者を信頼し任せていたことが挙げられる。このことは I の承認の不十分さを招くとともに、行為者の実質的な権限が大きくなり、発注に関する行為者の自由度が高くなっていたことにも繋がっている。また、本件の拠点事務所では年間約 1,000 百万円の完工高を計上していて、そもそも課長クラスが他の拠点事務所と併せて管理する規模ではないとも考えられる。

以上のことに照らせば、承認権限を含む拠点事務所の管理体制の見直しと、馴れ合いを防ぐために担当課長と所長の同時滞留期間が長期に亘らないような施策が必要である。

② 「担当者」の役割の曖昧さ

本件不正における架空発注の半数以上は行為者以外の職員が担当者として発注した形になっている。本来、担当者は担当する工事について協力会社との打合せ、見積依頼等を行うことから、EDIにおいて発注するのは自身が内容を把握している工事ということになる。しかし、全ての架空発注について、架空の見積書を作成し、取引先Aに見積書作成の依頼をしたのは行為者であり、各担当者は単にEDI上の発注手続を行ったのみである。

本件拠点事務所では、実発注に関しても、所長である行為者が工事をとりまとめた上で、発注の段階になって各職員を担当者として工事を分配するという手法が度々行われていた。そのため、本件不正の架空発注についても、担当者となった職員は従前から行われている上記の流れと同一に考え、自身が見積依頼をしていない工事であっても、特に疑問を持たず行為者の指示に従って発注をしたものと考えられる。

したがって、担当者の役割について明確にするとともに、発注をする者がその内容を把握していないということが無いよう発注プロセスの見直しをする必要がある。

(3) 雑工事における検収承認時の確認不足

本件不正の架空発注は全て雑工事発注の業務プロセスから発生している。雑工事予算はその名のとおり、主要な専門工事のカテゴリーには分類できない工事であり、多種多様な内容の工事が含まれているものであるが、2022年4月～12月における全社ベースの雑工事発注実績が2,095百万円と決して少額ではない。更に、雑工事は着工前の実行予算作成時にその予算を明確化しづらいという特殊事情もあり、予算策定時点の検討不足やその後の管理、牽制機能が働かないという点も問題といえる。これらの事情が行為者による架空発注を容易ならしめた一因となったものと考えられる。

したがって、雑工事については、(ア)分類に関してより厳密な運用をすべきであり、(イ)予算検討時点で予算が明確なものと予想原価で予算化されるものを明確に区別し、(ウ)その区別を前提とした発注及び検収の照査・承認を行うべきである。以上を踏まえた、内部統制上の雑工事プロセスの仕組みを再考する必要がある。

(4) 取引先Aの協力に関して

当社は2016年に協力会社に対して、コンプライアンス遵守の誓約書の提出を求め、取引先Aもこれを提出している。それにもかかわらず、本件不正の架空発注に協力していることに鑑み、誓約書の提出以上に、協力会社に対して不正に協力しないことの働きかけと教育及び通報先の周知が必要である。

第6 懲戒処分、民事、刑事責任

1 懲戒処分

行為者に対する懲戒処分は、当社規程に基づいて行うことが予定されている。

2 民事上の損害賠償責任

当社が被った損害は、24,820千円である。

行為者は、給与口座の開示を認め、写しを提出した。Jは、取引先Aの決算書（2期分）と総勘定元帳の写しを提出した。

当社は取引先Aに対して不法行為又は不当利得として上記損害額を請求できると認められるところ、Jが取引先Aとして架空発注分の入金について全額を返済する意向を示していることから、返済計画を速やかに提示してもらい、その内容及び履行状況に応じて今後の対応を検討するという方針でよいと考える。

また、行為者についても当社に対する不法行為責任が認められるところ、取引先Aによる上記返済により当社の損害は回復していくことから、取引先Aに対する対応と同様、取引先Aの返済計画の内容及び履行状況に応じて今後の対応を検討するという方針でよいと考える。

3 刑事責任

本件不正に関し、行為者の行為は、当社に対する詐欺罪（刑法第246条）又は背任罪（刑法第247条）の構成要件に該当しうるものと考えられる。

しかし、行為者に対しては第6の1に記載のとおり当社規程に基づく懲戒処分が予定されていること、本人が一切の利益を受けていないこと及び上記のとおり当社が被った損害については回復される見込みであること等の事情に鑑み、行為者に懲戒処分以外に刑事罰という制裁を与える必要のある事案とまでは考えられないことから、刑事告訴をする必要は認めない。

以上